

被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます 広島市長 松井一實



先月の記録的な大雨により被災された皆さまに心からお見舞い申し上げます。
市は、国や県などと協力し、被災地の復旧、そして被災された皆さまが、一日でも早く、被災前の日常生活に戻ることができるよう、全力で取り組みます。

被災された皆さまの支援に当たっては、私が市長として経験してきた二つの豪雨災害の教訓をしっかりと生かし、一人一人、地域ごとの事情に寄り添って柔軟に対応してまいります。
現在、次のとおり、さまざまな支援策を実施しておりますので、遠慮なくご相談ください。

被災者の生活の支援と相談先

ご希望の支援の内容に応じて、直接、記載の問い合わせ先にご相談ください。また、必要書類については、事前にお問い合わせください。
各区役所の代表ファクス番号は、本紙4㉟左に記載してあります。
下記の被災者支援ナビもご利用ください。

※内容は8月23日現在のもので、更新される場合があります。最新情報については、市ホームページからご覧いただけます



市HP ページ番号 239569

区分	内容	問い合わせ先
りさい 罹災証明書など	罹災(火災以外)証明書の交付 ※建物に備え付けた給湯器が土砂などにより故障した場合、一部損壊に当たる場合があります	●区地域起こし推進課(※1) 中(☎504-2820) 東(☎568-7705) 南(☎250-8935) 西(☎532-1023)
	罹災(火災以外)証明書(災害により、建物が被害を受けた事実と被害の程度を証明する書類)の交付手数料の免除 ※自動車、カーポート、門扉や塀、テレビなどは対象になりません	安佐南(☎831-4926) 安佐北(☎819-3905) 安芸(☎821-4905) 佐伯(☎943-9704)
	り災(火災)証明書の交付手数料の免除	●消防署警防課(※2) 中(☎541-2700、☎542-7720)、 東(☎263-8401、☎263-7489)、 南(☎261-5181、☎261-5191)、 西(☎232-0381、☎232-3293)、 安佐南(☎877-4101、☎877-9462)、 安佐北(☎814-4795、☎814-9931)、 安芸(☎822-4349、☎822-9119)、 佐伯(☎921-2235、☎921-5336)
	被災証明書の交付 罹災証明書の対象とならない物件など(個人が所有する車、バイクなど)について、被災したことの証明 ※証明を必要とする提出先が決まっている場合に限ります	●区地域起こし推進課 上記(※1)と同じ
見舞金などの支給	被災証明書の交付手数料の免除	
	災害弔慰金 ・生計を主として維持していた人の遺族 500万円 ・その他の人の遺族 250万円	●区生活課(※3) 中(☎504-2568、☎504-2175)、 東(☎568-7725、☎264-5271)、 南(☎250-4103、☎254-9184)、 西(☎294-6109、☎294-6311)、 安佐南(☎831-4939、☎870-2255)、 安佐北(☎819-0575、☎819-0602)、 安芸(☎821-2804、☎821-2832)、 佐伯(☎943-9725、☎923-1611)
	災害見舞金(市) ・住家の全壊・流出世帯 30万円 ・住家の大規模半壊世帯 20万円 ・住家の半壊世帯 10万円 ・住家の床上浸水 5万円 ・負傷し1カ月以上医師の治療を受ける必要がある人 10万円	●健康福祉局保護自立支援課(☎504-2138、☎504-2169)
	災害見舞金(県) ・住家の全壊世帯 30万円 ・住家の半壊世帯 10万円	

区分	内容	問い合わせ先
見舞金などの支給	災害見舞金(国) ・重度の障害を受けた生計を維持していた人 250万円 ・重度の障害を受けたその他の人 125万円	●区生活課 左記(※3)と同じ ●健康福祉局保護自立支援課(☎504-2138、☎504-2169)
	融資 災害援護資金貸付 療養に要する期間がおおむね1カ月以上の負傷をした世帯主や住宅の全壊、半壊、家財の3分の1以上の損害を受けた人に対する貸付金 ※貸付限度額(350万円)。所得制限あり 母子父子寡婦福祉資金貸付	●区福祉課児童福祉係(※4) 中(☎504-2569、☎504-2175)、 東(☎568-7733、☎568-7781)、 南(☎250-4131、☎254-9184)、 西(☎294-6342、☎294-6311)、 安佐南(☎831-4945、☎870-2255)、 安佐北(☎819-0605、☎819-0602)、 安芸(☎821-2813、☎821-2832)、 佐伯(☎943-9732、☎923-1611) ●こども未来局こども・家庭支援課(☎504-2723)
住まい	生活福祉資金貸付 低所得世帯、障害者世帯、65歳以上の高齢者世帯(日常生活上療養か介護を要する高齢者が属する世帯に限る)の人に対する次の経費への貸付金 ・災害を受けたことにより臨時に必要な経費 限度額150万円 ・住宅の増改築、補修などに必要な経費 限度額250万円 ※貸付には書類提出や審査などあり ※災害援護資金貸付などの他法・他制度による借入などの利用ができる場合は、貸付の対象になりません	●区社会福祉協議会 中(☎249-3114) 東(☎263-8443) 南(☎251-0525) 西(☎294-0104) 安佐南(☎831-5011) 安佐北(☎814-0811) 安芸(☎821-2501) 佐伯(☎921-3113)
	仮住宅の提供 市営住宅などを災害被災者用の仮住宅として提供(寝具・日用品など、家電製品の支給提供を含む)	●区建築課 中(☎504-2823)、 東(☎568-7743)、 南(☎250-8949)、 西(☎532-0953)、 安佐南(☎831-4954)、 安佐北(☎819-3937)、 安芸(☎821-2830)、 佐伯(☎943-9757) ●都市整備局住宅政策課管理係(☎504-2293)

2 ページに続く

「被災者支援ナビ」のご利用を

スマートフォンやパソコンを使って、被災者一人一人に合った支援策を簡単に知ることができます。
図健康福祉企画課(☎504-2144、☎504-2169)

複数の質問に「はい・いいえ」で答えたり、該当する項目にチェックを付けたりすると、受けられる支援策の一覧が表示され、それぞれ必要な手続きを確認できます。

